

「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第七条第一項に規定する各地方公共団体情報システムに共通する基準のうち電磁的記録において用いられる用語及び符号の相互運用性の確保その他の地方公共団体情報システムに係る互換性の確保に関する標準を定める命令（案）等」に対する意見募集の結果について

令和 8 年 3 月 24 日
デジタル庁デジタル社会共通機能グループ
総務省自治行政局

「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第七条第一項に規定する各地方公共団体情報システムに共通する基準のうち電磁的記録において用いられる用語及び符号の相互運用性の確保その他の地方公共団体情報システムに係る互換性の確保に関する標準を定める命令（案）等」について、令和 8 年 1 月 29 日から令和 8 年 3 月 2 日まで御意見の募集を行ったところ、3 件の御意見をいただきました。

いただいた御意見及び御意見に対する考え方について、以下のとおりまとめました。なお、いただいた御意見を踏まえた案の修正はございません。

貴重な御意見をいただき、厚く御礼申し上げます。

御意見	御意見に対する考え方
<p>本命令（案）等が、地方公共団体情報システムの標準化を通じて相互運用性を確保し、サイバーセキュリティを含む非機能要件の底上げと共通機能の実装促進を図る趣旨である点については、方向性として妥当であり、賛同する。現場で繰り返し発生するトラブルは、業種や組織（自治体、医療機関、民間事業者等）が異なっても、データ表現の揺れ、連携方式の不統一、移行期の例外運用、ならびに責任分界の不明確さが重なったときに同型化して発生しやすい。本命令（案）等がその構造に対し、基準を「命令」として明確化し、令和 8 年 4 月 1 日施行を前提に整備を進める点は、再発防止と説明責任の観点から重要である。</p> <p>一方で、実効性の確保という観点では、「告示で定める」とされる領域や「事業者の方法によることができる」とする特例の運用次第で、標準化の効果が弱まりうる懸念が残る。したがって、技術仕様の整合性だけでなく、移行期の事故類型を前提とし</p>	<p>今回定める予定の命令（案）等は、これまでデジタル庁ホームページに掲載してきた「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書（総論・基本データリスト・機能別連携仕様）」「地方公共団体情報システム非機能要件の標準」「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」を基に定めるものです。その上で、いただいた個別論点に係る御意見について、以下の通り回答します。</p> <p>1 点目について、「共通の最低基準」は「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書 第 2 章 2. 3 文字要件」に定めております。お示しの「変換方針、変換不能時の扱い、例外登録の統一ルール、正規化の手順、エラー検知と差分監査の要件」は地方公共団体毎の独自ルールを保持することで運用の柔軟性を保っている部分もあるため、現状統一することは予定しておりませんが、いただいた御意見につきましては今後の参考とさせていただきます。なお、印字される文字の「字形」</p>

た運用要件、監査可能性、そして責任分界を、最低限の拘束力をもつ形で具体化することを要望する。

第一に、文字要件および外部連携時の表記揺れ対策を、移行期の現実に即して具体化されたい。行政事務標準文字の利用や文字コードの統一方針が示されても、経過措置により従来文字セットの継続利用が許容される場合、同一人物であるにもかかわらず、外字・異体字・空白・記号等の差異が原因で名寄せや照合が破綻するリスクが高まる。ここで必要なのは理想論としての統一ではなく、変換方針、変換不能時の扱い、例外登録の統一ルール、正規化の手順、エラー検知と差分監査の要件など、実装者の解釈差が出にくい「共通の最低基準」である。告示等において、これらを技術的に検証可能な形で示し、運用で逃げ道が生まれぬ設計としていただきたい。

第二に、連携方式について、原則ファイル連携を採る場合に不可避となる運用事故を抑止する要件を明確化されたい。ファイル連携は、成功可否が分かりにくい、過去データの混入が起きる、差分前提が崩れる、再処理の整合が取れないなど、事故が起きたときに原因追跡と責任判断が難しくなる特性がある。したがって、差分連携を成立させるメタデータの付与、受領確認と再送制御、取り込み失敗時の検知と通知、監査ログの保持、スキーマのバージョン管理と互換性確認などを、任意の工夫ではなく必須要件として具体化していただきたい。あわせて、自治体側と事業者側のどちらが何を担保し、どの段階で失敗が起きた場合に誰が復旧責任を負うのかについて、責任分界を事後対応ではなく事前に固定できるように、要件と契約実務の接続が可能な書きぶりとするを求める。

第三に、複数システムを一体提供する場合に「事業者が行う方法」によるデータ連

の違いが生じることについてはデジタル庁ウェブサイトの説明を掲載し、2025年8月に関係機関を通じて周知を行っています。

https://www.digital.go.jp/policies/local_governments/character-specification

2点目について、「取り込み失敗時の検知と通知」、「監査ログの保持」につきましては、「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」の機能要件（機能 ID0300004 エラー通知、ID0300005 処理ログ管理、0300011 モニタリング）にて規定しております。また、連携ファイルの取り込みに関する整合性の確保として、「ファイル連携に関する詳細仕様書」において「格納完了通知ファイル」の規定を設けているところです。

なお、「差分連携のメタデータ付与」や「再送制御」等の機能につきましては、

これまでも地方公共団体と事業者間の調整事項や連携仕様の一層の詳細化を求める御意見をいただいている一方で、開発が進捗した現段階においては、手戻りを懸念する声も寄せられております。当庁としてもこれらの点を課題として認識しており、令和8年度以降、標準準拠システムへの移行状況やシステム開発への影響等を踏まえつつ、必要な仕様の更なる詳細化について検討を進めることを想定しております。また、責任分解の観点につきましては、今後の参考とさせていただきます。

3点目について、特例の範囲としては、連携要件となります。そのため、外部へのデータ出力、他団体連携、将来移行に必要なインターフェースは標準に準拠するものと考えます。一方で、移行手順や検証方法についてのご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。

4点目について、お示しの点は「地方公共団体情報システム非機能要件の標準」に定めており、今回定める予定の命令（案）

携を許容する特例について、合理性は理解しつつも、濫用防止の観点から制約条件を明確化されたい。この特例が広く解釈されると、自治体間・事業者間での相互運用性が低下し、結果として移行・更改時の調達競争性が損なわれ、ベンダーロックインの温床になりうる。最低限として、外部へのデータ出力、他団体連携、将来移行に必要なインターフェースは標準に準拠すること、特例を採る場合でも仕様の提示、移行手順、検証方法、データ可搬性（エクスポート可能性）を担保することを、告示等で要件化されたい。特例の範囲を狭めることが目的ではなく、特例が標準化の趣旨を骨抜きにしないよう、監査可能な条件を付すことが目的である。

第四に、非機能要件について、列挙にとどまらず、測定可能で監査可能な基準に落とし込まれたい。可用性、運用保守性、移行性、セキュリティ等を掲げても、現場で効くのは、サービス水準の定義、監視の要件、障害時の連絡・報告、復旧目標、バックアップと復旧訓練、脆弱性対応の期限、重大インシデントの情報共有と再発防止策の提出といった、実施の有無が判断できる指標である。告示等により、最低限の基準値または定義を設定し、継続的な監査・報告が可能となる枠組みを整備していただきたい。これにより、運用の品質が「努力目標」から「説明可能な義務」へと移行し、事故の再発確率を合理的に下げられる。

第五に、共通機能、とりわけ申請管理機能における本人識別や番号変換に関する設計について、誤紐付け防止と救済可能性を前提とした具体化を求める。利用者証明用電子証明書の発行番号を宛名番号に変換する処理は、行政手続に限らず、医療等を含む生活基盤の連携に波及し得るため、変換・照合の一貫性、権限管理、監査ログ、例外時の本人確認手順、誤変換が疑われる

に係る告示において定める予定です。

5点目について、申請管理機能における利用者証明用電子証明書の発行番号を宛名番号に変換する処理は、住民記録システムで管理する情報を用いて行います。なお、機能要件において、申請管理機能における操作権限管理、アクセスログ管理を規定しており、BPRを踏まえた詳細化を求めるご意見をこれまでもいただいている一方で、開発が進捗した現段階においては、手戻りを懸念する声も寄せられております。当庁としてもこの点を課題として認識しており、令和8年度以降、標準準拠システムへの移行状況やシステム開発への影響等を踏まえつつ、必要な仕様の更なる詳細化について検討を進めることを想定しております。

<p>場合の検知と取消、影響範囲の特定と救済フローまで含め、実装者の解釈差が出ない形で要件化されたい。ここは「事故が起きない設計」だけでなく、「起きたとしても被害を局所化し、回復できる設計」を同時に求めるべき領域である。</p> <p>以上のとおり、本命令（案）等の方向性自体は合理的である一方、標準化の実効性を左右するのは、移行期の例外処理、連携方式に伴う事故抑止、特例運用の条件付け、非機能要件の測定可能化、本人識別の誤紐付け対策と救済設計であると考え。告示等において、これらが運用で形骸化しないよう、検証可能性と責任分界の固定を軸に具体化されることを要望する。</p>	
<p>符号の相互運用性の確保とあるが、省令告示等で定められる内容は相互運用性を確保できる内容を確認できる定義となっているか。</p>	<p>相互運用性の確保については、「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書（総論・基本データリスト・機能別連携仕様）」において標準化法第6条第1項に基づき定める基準を実現するために必要なデータのレイアウト（文字要件含む）を整備しているところ、今回定める予定の命令（案）も当該標準仕様書を基に定めるものであり、相互運用性を確保できる形で策定予定です。</p>
<p>概要しかないので判断しかねるが、基本データリストや機能別連携仕様や複数のバージョン（全体バージョン）存在している。これらを省令・告示でどのように適合基準日に合わせて対応する必要があるか明瞭に示す必要があると考えるが、どのような方針か。</p>	<p>令和8年4月1日の施行日時点で、最新の版数の基本データリスト及び機能別連携仕様を基準として定めつつ、経過措置として、当分の間、地方公共団体の基幹業務システムの標準仕様書についての全体バージョン管理に定める全体バージョンが第2.0版以降（人口動態調査事務システム及び火葬等許可事務システムについては第3.0版以降）の基本データリスト及び機能別連携仕様によることができる旨、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第七条第一項に規定する各地方公共団体情報システムに共通する基準のうち電磁的記録において用いられる用語及び符号の相互運用性の確保その他の地方公共団体情報システム</p>

	に係る互換性の確保に関する標準を定める命令及び当該命令の委任を受けた告示にて規定する予定です。
--	---